

渋川市週休 2 日制現場の試行要領

（目的）

第 1 条 この要領は、建設業が取り組む「週休 2 日の定着」を支援するため、受注者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者を週に 2 日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休 2 日制現場」の試行にあたり必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休 2 日」又は「4 週 8 休現場閉所」のいずれかをいう。
- （２） 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始の 6 日間、夏季休暇の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。
- （３） 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む）の初日をいう。（群馬県建設工事必携参照）
- （４） 「現場閉所」とは、労働者の休日や休暇に関わらず、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してよいものとする。また、災害対応等の他現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所されていれば、現場閉所となる。なお、「4 週 8 休現場閉所」に限り、降雨、降雪等の

自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所を含むものとする。

(5) 「完全週休2日」とは、原則として、対象期間における全ての土曜日及び日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(6) 「4週8休現場閉所」とは、対象期間における全ての月において、4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(試行対象工事)

第3条 週休2日制現場の試行は、設計金額1,000万円以上の工事規模のうち、工事内容、工期等を勘案し、渋川市が選定する工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事を除く。

- (1) 現場施工が4週間未満の工事
- (2) 単年度工事の工期末が翌年の3月を含む工事
- (3) 災害応急などの緊急対応工事
- (4) 営繕系工事
- (5) その他の理由により、週休2日取得が不相当と認める工事

(週休2日制の考え方)

第4条 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、受発注者の協議により、任意の曜日を設定することもできるものとする。

2 受注者は、第1項で定めた閉所日においては、当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とすることを目指すものとする。

3 達成状況は、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）により確認する。

(1) 完全週休2日

対象期間内の現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、現場閉所率が100%（4週÷4週／月）にて達成とする。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日又は日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日又は日曜日の閉所を行っ

ている場合に、達成しているものとみなす。

(2) 4週8休現場閉所

対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った日) ÷ (対象期間の日数) で算出し、全ての月において、現場閉所率が28.5% (8日 ÷ 28日) 以上に達成とする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(試行対象工事の発注方式等)

第5条 週休2日制現場の発注にあたっては、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。

(1) 「発注者指定型」とは、発注時から発注者が週休2日制現場を行うことを指定する工事をいう。

ア 試行対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に週休2日制現場(発注者指定型)であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

イ 当初予定価格から「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更する。

(2) 「受注者希望型」とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

ア 試行対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に週休2日制現場(受注者希望型)であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

イ 発注者指定型同様、当初予定価格から「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

ウ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「週休2

日」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。

(試行方法及び確認方法)

第6条 週休2日制現場を適用する受注者は、工事着手までに速やかに、土曜日及び日曜日を基本とする4週8休以上の休日（現場閉所）を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の受注者は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」又は「週休2日制現場の適用を希望しない」旨の申し出を行うこととする。

2 工事工程表は、様式第1号により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表（渋川市契約規則第50条関係様式第38号）と同一とする。

3 発注者は、週休2日制現場の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」（渋川市契約規則第25条関係様式第8号）第22条の規定により、週休2日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うものとする。

4 受注者は、対象期間中「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、現場閉所日を振り替えることができるものとする。

5 現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。

(1) 完全週休2日

土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を振り替えることができる。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。なお、「完全週休2日」においては、降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の現場閉所日の振り替えを認めない。

(2) 4週8休現場閉所

受注者は、設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉

所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

6 週休2日制現場の達成状況は、様式第1号によるほか、以下の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

- (1) 工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）
 - (2) 企業の休日がわかる書類（就業規則等）
 - (3) CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況
 - (4) その他、休暇取得状況がわかる書類
- （間接工事費率等の補正）

第7条 週休2日制現場の達成状況に応じ、労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率、市場単価及び土木工事標準単価については、以下によるものとする。

- (1) 群馬県県土整備部「積算基準及び標準歩掛」等により予定価格を作成した工事

ア 補正係数

	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達成できなかった場合
	完全週休2日	4週8休現場閉所（月単位）	
労務費	1.04	1.04	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.03	1.00
現場管理費率	1.05	1.05	1.00

イ 市場単価

	区分	「週休2日」を達成できた場合		「週休2日」を達成できなかった場合
		完全週休2日	4週8休現場閉所（月単位）	
鉄筋工		1.04	1.04	1.00
ガス圧接工		1.03	1.03	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04	1.00

防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	１．０１	１．０１	１．００
	撤去	１．０４	１．０４	１．００
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	１．０４	１．０４	１．００
	撤去	１．０４	１．０４	１．００
防護柵設置工（落石防護柵）		１．０１	１．０１	１．００
防護柵設置工（落石防止網）		１．０２	１．０２	１．００
道路標識設置工	設置	１．０１	１．０１	１．００
	撤去・移設	１．０３	１．０３	１．００
道路付属物設置工	設置	１．０１	１．０１	１．００
	撤去	１．０４	１．０４	１．００
法面工		１．０２	１．０２	１．００
吹付砕工		１．０３	１．０３	１．００
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		１．０３	１．０３	１．００
道路植栽工	植樹	１．０４	１．０４	１．００
	剪定	１．０４	１．０４	１．００
公園植栽工		１．０４	１．０４	１．００
橋梁用伸縮接手装置設置工		１．０２	１．０２	１．００
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		１．０４	１．０４	１．００
橋面防水工		１．０１	１．０１	１．００
薄層カラー舗装工		１．０１	１．０１	１．００
グルーピング工		１．０１	１．０１	１．００
軟弱地盤処理工		１．０２	１．０２	１．００
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		１．０１	１．０１	１．００

ウ 土木工事単価

	区分	「週休２日」を達成できた場合		「週休２日」 を達成できな かった場合
		完全週休２日	４週８休現場 閉所（月単位）	
区画線工		１．０４	１．０４	１．００
高視認性区画線工		１．０４	１．０４	１．００
橋梁塗装工		１．０３	１．０３	１．００
構造物とりこわし工	機械	１．０３	１．０３	１．００
	人力	１．０４	１．０４	１．００

コンクリートブロック積工		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
排水構造物工		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
鋼製排水溝設置工		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
表面含浸工	固定足場	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
	高所作業車	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
	高所作業車	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
	高所作業車	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
	高所作業車	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
防草シート設置工		1. 0 3	1. 0 3	1. 0 0
紫外線硬化型F R Pシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0
塗膜除去工		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
バキュームブラスト工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0
	撤去	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
機械式継手工		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 3	1. 0 3	1. 0 0
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0
F R P製格子状パネル設置工		1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
支承金属溶射工		1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 0 3	1. 0 3	1. 0 0

(2) 農林水産省「土地改良工事積算基準」、群馬県農政部「土地改良事業設計基準積算編」等により予定価格を作成した工事

ア 補正係数

	「週休２日」を達成できた場合		「週休２日」を達成できなかった場合
	完全週休２日	４週８休現場閉所（月単位）	
労務費	１．０２	１．０２	１．００
機械経費（賃料）	１．０２	１．０２	１．００
共通仮設費率	１．０２	１．０２	１．００
現場管理費率	１．０５	１．０５	１．００

イ 市場単価

	区分	「週休２日」を達成できた場合		「週休２日」を達成できなかった場合
		完全週休２日	４週８休現場閉所（月単位）	
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		１．０２	１．０２	１．００
鉄筋工（ガス圧接）		１．０２	１．０２	１．００
防護柵設置工（ガードレール）	設置	１．００	１．００	１．００
	撤去	１．０２	１．０２	１．００
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	１．０２	１．０２	１．００
	撤去	１．０２	１．０２	１．００
防護柵設置工（落石防護柵）		１．０１	１．０１	１．００
防護柵設置工（落石防止網）		１．０１	１．０１	１．００
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	１．００	１．００	１．００
	撤去	１．０２	１．０２	１．００
道路標識設置工	設置	１．００	１．００	１．００
	撤去・移設	１．０２	１．０２	１．００
道路付属物設置工	設置	１．０１	１．０１	１．００
	撤去	１．０２	１．０２	１．００
法面工		１．０１	１．０１	１．００
吹付砕工		１．０１	１．０１	１．００
軟弱地盤処理工		１．０１	１．０１	１．００
橋梁用伸縮継手装置設置工		１．０１	１．０１	１．００
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		１．０２	１．０２	１．００

橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0
-------	--	--------	--------	--------

ウ 土木工事単価

	区分	「週休２日」を達成できた場合		「週休２日」を達成できなかった場合
		完全週休２日	４週８休現場閉所（月単位）	
区画線工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
構造物とりこわし工	機械	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
	人力	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 0
鋼橋塗装工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用する。